

乳幼児健康診査の概要

1 1歳6か月児健康診査費負担金

(1) 事業の目的

幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の状態が容易に把握することができる1歳6か月児に対して健康診査を行い、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害のある児童を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

○健康診査の内容（母子保健法施行規則第2条）

- 1 身体発育状況 2 栄養状態 3 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無 5 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 6 四肢運動障害の有無
- 7 精神発達の状況 8 言語障害の有無 9 予防接種の実施状況
- 10 育児上問題となる事項 11 その他の疾病及び異常の有無

(2) 補助根拠 法律負担（母子保健法第12条）

(3) 実施主体 市町村

(4) 13年度受診者数（一般健診） 1,091,662人

2 3歳児健康診査費負担金

(1) 事業の目的

幼児期において幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児に対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

○健康診査の内容（母子保健法施行規則第2条）

- 1 身体発育状況 2 栄養状態 3 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無 5 目の疾病及び異常の有無 6 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 8 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況 10 言語障害の有無 11 予防接種の実施状況 12 育児上問題となる事項
- 13 その他の疾病及び異常の有無

(2) 補助根拠 法律負担（母子保健法第12条）

(3) 実施主体 市町村

(4) 13年度受診者数（一般健診） 1,067,705人

心の健康づくり対策

(1) 自殺防止対策について

1. 現状

我が国における自殺による死亡数は、厚生労働省の人口動態統計によると平成9年23,494人であったのに対し、平成10年以降3年連続して3万人を超えている。特に、男性の自殺による死亡率は、人口10万対34.2（平成13年人口動態統計概況）であり、死因の第6位、25才～44才の男性においては死因の第1位となっている。自殺は、国民の健康に関する問題であるだけでなく、家族や周囲の人々に大きな悲しみや困難をもたらし、同時に社会全体にとっても大きな損失であり、効果的な予防対策を実施することは緊急の課題である。健康日本21において、2010年までに自殺による死亡数を2万2千人にする目標があげられている。

2. 平成14年度の施策

①有識者懇談会

自殺防止対策に関する有識者懇談会を開催し、今後の自殺防止対策に係る提言を図る。

②相談体制等の整備

(1)自殺防止のための相談推進協議会事業

「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、相談推進協議会を設置する。

(2)相談研修等活動推進事業

全国47都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。

(3)事業場外のメンタルヘルスサービスの活用の在り方に関する検討事業

事業場が、労働者のこころの健康づくりの相談を行う民間組織、医療機関、地域産業保健センター等を効果的に活用できるよう検討を行う。

③自殺防止の普及・啓発

(1)いのちの日の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業

12月1日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。

(2) セミナー、シンポジウム等の開催

メンタルヘルスシンポジウムの開催並びにメンタルヘルス教育及び教育用テキストの作成を実施する。

(3) 「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づくモデル事業場の展開

職場の問題点の把握、「心の健康づくり計画」の策定、相談体制の整備等を行う「メンタルヘルス指針推進モデル事業場」を推進する。

(4) 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援モデル事業

心の健康問題により休業した労働者が職場復帰する際、再発の予防、円滑な職場適応のための配慮が必要とされることから、専門家が支援するモデル事業を実施する。

④ 研究の推進

- ・ うつ病による自殺の予防を目的としたスクリーニングと介入の研究
→ 地域における「うつ病の早期発見と自殺予防」のためのマニュアルを策定し、都道府県、市町村の関係機関に配布予定
- ・ 地域における自殺事例の実態調査
- ・ 自殺と防止対策の実態に関する研究
- ・ 向精神薬開発のための研究
- ・ 事業場における精神科医の産業医としての活用に関する調査研究
- ・ 自殺による社会・経済へのマクロ的な影響調査 等

⑤ 都道府県メンタルヘルス対策推進連絡会議の開催

職場のメンタルヘルス対策の円滑な推進に資することを目的に都道府県メンタルヘルス対策推進連絡会議を開催し、産業保健と地域保健の連携を図る。

⑥ 自殺防止対策に関する相談業務強化費

自殺者を減少させるために、精神保健福祉センターにおいて、ストレスや悩みを抱える住民や、勤労者からの相談に応じ、適切な助言を与えられる体制の充実強化、知識の普及啓発及び調査研究等を実施する。

自殺防止関連対策【概念図】

職 域

地 域

有識者懇談会
(自殺防止対策体制の検討)

相談体制等の整備

- ・ 事業場外のメンタルヘルスサービスの活用の在り方に関する検討
- ・ 自殺防止相談推進協議会事業
- ・ 相談研修等活動推進事業

普及・啓発

- ・ セミナー、シンポジウム等の開催
- ・ 「いのちの日（仮称）」行事の開催等
- ・ 「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づくモデル事業場の展開
- ・ 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援モデル事業

都道府県メンタルヘルス対策推進連絡会議
(産業保健と地域保健の連携)

研究の推進

- ・ 事業場における精神科医の産業医としての活用等に関する調査研究
 - ・ 地域における自殺事例の実態調査
 - ・ 向精神薬の開発研究等
 - ・ 自殺の社会・経済へのマクロ的な影響調査
- メンタルヘルス・自殺予防に必要な知見
- 研究評価

一次相談

- ・ 産業医
- ・ 地域産業保健センター
- ・ 労災病院勤労者メンタルヘルスセンター
- ・ 精神保健福祉センター
- ・ 保健所
- ・ いのちの電話

国 民

(労働者 家族 地域住民)

(2) PTSD (心的外傷後ストレス障害) 対策

1. 現状

災害、犯罪等は日常的に各地で発生し得るものであるため、被災者、被害者の身近な地域において、事件等の性質に応じて関係者が連携してPTSD対策などの心のケアを実施している。

(地域精神保健) 都道府県が主体となり、地域精神保健活動の一環として、PTSD対策などの心のケアに当たる。具体的には精神保健福祉センター、保健所における心の健康づくり等相談事業、PTSDに対する相談活動を行っている。

<参考>

(警察) 各県警において犯罪被害者について、指定被害者支援要員制度の導入、被害者支援ネットワークの構築、相談・カウンセリング体制の整備等を行っている。

(学校) 児童生徒の心のケアに関し、養護教諭・スクールカウンセラー等が対応している。

2. 平成14年度の施策

○ PTSD (心的外傷後ストレス障害) 専門家研修事業

精神保健福祉センター、病院、保健所等でPTSD相談事業活動を取り入れ、各施設での活動の充実を図り、精神保健福祉の増進を図るため、PTSD専門家の養成研修等を実施している。人材の有効活用のため、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を提供する。

開催年度・場所	受講者合計
平成8年度(神戸、東京、大阪会場)	1010名
平成9年度(東京、静岡、神戸会場)	280名
平成10年度(東京、福岡会場)	240名
平成11年度(東京会場にて2回)	200名
平成12年度(東京会場にて2回)	240名
平成13年度(東京、大阪会場)	367名

但し、平成8年度～平成12年度(地域保健課事業)

(本年度開催等に関する通知は詳細が決まり次第、各都道府県等へ連絡する)

○ PTSD対策に関する相談業務の強化

精神保健福祉センターにおいて、ストレスを感じている者からの相談に応じ、適切な助言を与えられる体制の充実強化、知識の普及啓発及び調査研究等を実施する。

(3) 思春期児童などの心の健康づくり対策の推進

1. 現状

思春期におけるいわゆる引きこもり、不登校、家庭内暴力など、心の問題が社会問題化している。従来、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所において思春期精神保健に関する相談業務を実施しているところであるが、これらの心の問題は複雑化しており、専門的な対応が求められている。

「社会的ひきこもり」については、保健所・精神保健福祉センターへの相談が増加している現状を踏まえ、厚生科学研究事業「地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究」(主任研究者 伊藤順一郎)により作成された保健所・精神保健福祉センター等の地域の相談機関向けのガイドライン(暫定版)を、平成13年5月に各都道府県・指定都市の関係機関に業務参考資料として配付し、関係機関と連携した相談活動の充実をすすめている。

2. 平成14年度の施策

① 思春期精神保健専門家養成研修

精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、病院、学校等で思春期児童の専門相談等を取り入れ、各機関での活動の充実を図るため、医師、保健師、精神保健福祉士、児童指導員などを対象に思春期精神保健に関する専門家養成研修を行っている。平成13年度は、461名が研修を修了している。また、本研修修了の名簿を作成し、各都道府県・指定都市・中核市等へ研修修了者名簿を送付し、関係機関等で有効活用する。

② 思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業

この事業は、学校や家庭内での暴力、ひきこもりなど思春期に生じる様々な事例について、精神保健福祉センター、児童相談所、教育委員会、学校、警察等の関係機関等が協力し、地域における相談体制の連携強化を図り、もって精神保健福祉の向上等を図ることを目的としている。具体的には、思春期児童等による諸問題に関する地域ネットワークづくり、事務局の設置(精神保健福祉センター又は児童相談所等)、思春期児童精神保健事例検討委員会の設置、援助活動チームの設置などを行い、問題に対応している。

(実施都道府県)

7ヶ所(千葉県、埼玉県、東京都、愛知県、広島県、岡山県、山口県)

歯科保健

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

この8020運動は、健康日本21においても「歯の健康」分野の具体的な目標として位置付けられている。これは、う蝕及び歯周病に代表される歯科疾患が、生活習慣の改善により予防できるものであり、歯の喪失が、食生活や社会生活等に支障をきたし、ひいては、全身の健康に影響を与えることを踏まえ、「歯の健康」についても、総合的な健康づくりの一環として行われることが望ましいとの考えに基づくものである。

なお、厚生労働省としては、歯科保健対策として以下の取組を行っている。

(1) 8020運動の推進について

ア 8020運動推進特別事業

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施している。

この事業については、都道府県等の創意工夫による地域の実状を踏まえた積極的な取り組みを期待しているものである。

イ 歯科保健推進事業

成人歯科保健事業、かかりつけ歯科医機能支援事業及び障害者等歯科保健サービス基盤整備事業を実施する。

- ① 成人歯科保健事業：歯科検診を受ける機会に恵まれない母親等地域住民に対する歯科健康診査・歯科保健指導等の実施
- ② かかりつけ歯科医機能支援事業：地域の実状を踏まえた歯科保健、医療連携の取れた地域歯科保健体系の向上を図るため、かかりつけ歯科医の機能の普及・啓発を図り、地域の実情に応じた事業を実施
- ③ 障害者等歯科保健サービス基盤整備事業：障害（児）者及び難病の者に対する歯科検診・保健指導等を行い、障害者等への歯科保健サービス提供の環境整備を図るための事業を実施

(2) 健康増進医業実施者歯科保健対策の推進について

先の第154回国会において成立した「健康増進法」においてその柱の一つに歯科保健の分野が明記されており、さらに、国、地方公共団体の責務として、健康増進事業を行う健康増進事業実施者など関係者に対して、必要な技術的援助を与えることに努めるとされている。

これら現状の課題を踏まえ、平成15年度より「健康増進法」に対応する新規事業として「健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業」を実施することとしている。

事業内容としては、

- ①歯周疾患、歯牙喪失予防に関する効率的な歯科健診の在り方の調査・分析
- ②歯科健診から歯科医療機関における継続的な予防管理・歯科治療への連携体制の強化
- ③事後評価システムの構築

を想定しており、技術的援助の一つとして、効率的な歯科健診の在り方等を健康増進事業実施者に示すことにより、地域における健康増進事業の一層の推進に寄与できるものと考えている。

(3) 歯科保健関係行事について

平成15年度の行事予定は以下のとおり

ア 6月4日～10日を歯の衛生週間とする。

イ 第24回全国歯科保健大会を11月15日に茨城県で開催予定

学校における健康増進への取り組みについて

平成15年2月24日 文部科学省

文部科学省としては、児童生徒の健康の保持増進の役割を担う観点から、厚生労働省との連携が重要と考え、特に、思春期保健等の内容で学校と地域との連携の必要性が高いことから、平成12年9月に都道府県教育委員会あてに通知し、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の趣旨を理解の上、各学校への周知を図るとともに教職員に対する各種研修会を通じ、学校と地域の連携を推進するよう指導しているところである。

1 健康教育の推進

児童生徒に対する健康教育については、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を養う観点から、教科等における指導の充実、学習教材の作成・配布、学内外の専門家を活用した組織的な教育活動の推進を図るとともに食をはじめとする生活習慣の改善を課題として健康増進のための教育を推進している。

2 児童生徒の心の健康問題への対応

文部科学省においては、スクールカウンセラーの配置や心の教育の充実等を図るとともに、教師用参考資料の作成や養護教諭の資質の向上等の各種事業を行うとともに、専門の医師等を活用した健康相談活動の支援体制の充実に努めている。

3 喫煙、飲酒、薬物乱用への対応

児童生徒の薬物乱用等を防止するために、平成10年度に策定された「薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、教育課程の改善、「薬物乱用防止教室」の推進、広報啓発活動の推進等に取り組んでいる。

また、喫煙、飲酒についても、教育課程の改善を図るとともに、薬物乱用防止を含めた喫煙、飲酒防止教育を推進するための指導者用ビデオの作成などの施策を実施している。

4 性教育の充実

学校における性教育については、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、これに基づいて望ましい行動がとれるようにすることをねらいとして、体育科、保健体育科、特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じて指導することとし、教師用参考資料の作成、エイズ(性)教育推進地域による実践研究等の施策を実施している。

5 学校歯科保健の充実

学校歯科保健に関しては、歯・口の健康づくり推進指定校を各都道府県・指定都市において小学校各1校を指定し、実践研究を実施している。また、学校における歯の保健指導が効果的に行われるよう、学校歯科医等の協力により、「小学校歯の保健指導の手引」の作成等を行っている。

「健康日本21」地方計画の策定状況について

(都道府県)

全ての都道府県において計画策定済(平成14年3月末)

(市町村、特別区)

	総数	計画策定済	平成14年度中 策定予定	平成15年度中 策定予定	平成16年度中 策定予定	未定
保健所 政令市	53	32	17	4	—	—
東京都 特別区	23	7	9	5	1	1
その他 市町村	3,164	284	615	594	182	1489
合計	3,240	323	641	603	183	1490

※未定には平成17年度以降策定予定も含まれている。

(平成14年11月末現在)

市町村地方計画策定状況(平成14年11月末現在)

都道府県名	市町村数	策定済	H14年度中	H15年度中	H16年度中	策定時期未定
北海道	208	17	15	25	12	139
青森	67	3	56	5	3	0
岩手	58	13	22	20	3	0
宮城	70	6	19	32	4	9
秋田	68	7	19	15	2	25
山形	44	5	12	18	3	6
福島	88	5	11	16	6	50
茨城	83	1	2	11	9	60
栃木	48	1	5	13	8	21
群馬	70	1	19	14	11	25
埼玉	89	6	7	15	11	50
千葉	79	2	5	15	2	55
東京	39	0	0	7	3	29
神奈川	33	4	7	3	3	16
新潟	110	7	21	14	6	62
富山	34	1	6	7	6	14
石川	40	4	4	8	4	20
福井	35	16	3	7	1	8
山梨	64	7	35	11	1	10
長野	119	2	38	31	3	45
岐阜	98	6	5	18	5	64
静岡	72	26	22	13	2	9
愛知	85	3	28	19	5	30
三重	69	20	4	4	0	41
滋賀	50	3	5	12	1	29
京都	43	4	6	1	1	31
大阪	41	2	16	8	2	13
兵庫	84	8	17	18	5	36
奈良	46	6	18	13	2	7
和歌山	49	1	16	12	7	13
鳥取	39	11	16	6	2	4
島根	59	18	13	15	2	11
岡山	76	6	21	22	5	22
広島	83	1	6	4	3	69
山口	55	8	14	18	0	15
徳島	50	2	5	2	1	40
香川	38	1	3	7	3	24
愛媛	69	0	4	7	1	57
高知	52	2	2	2	1	45
福岡	94	8	9	13	13	51
佐賀	49	8	7	11	4	19
長崎	77	3	16	11	5	42
熊本	93	12	9	25	6	41
大分	57	6	22	16	1	12
宮崎	43	2	9	11	1	20
鹿児島	95	5	9	9	0	72
沖縄	52	4	7	10	3	28
	3164	284	615	594	182	1489

※平成14年4月1日付け市町村合併

香川県津田町+大川町+志度町+寒川町+長尾町→香川県さぬき市
 沖縄県仲里村+具志川村→沖縄県久米島町

平成14年11月11日付け市町村合併

茨城県つくば市+荃崎町→茨城県つくば市

※「策定済」、「H14年度中」、「H15年度中」、「H16年度中」以外は全て「策定時期未定」として整理している。

※保健所政令市、特別区は除く。

健康づくりの推進 (ヘルスアッププラン)

医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくり・疾病予防を推進するため、地方団体における以下のような健康づくり・疾病予防対策の取組に対して、地方財政措置が講じられる予定。

平成15年度事業費 600億円程度

1. 地方健康増進計画の策定

<事業例>

- ①地方健康増進計画の策定・推進
- ②地方健康増進計画の普及啓発（市町村計画、事例集の配布等）
- ③住民健康・栄養調査等の実施（地域特性を調査し、計画策定に反映）

2. 健康づくり支援事業の実施

(1) 健康診査の充実

<事業例>

- ①未受診者への受診勧奨
- ②関係機関や団体等と連携した健康診査の啓発
- ③事後指導の充実

(2) 生活習慣改善のための健康教育

<事業例>

- ①自己管理目標の設定の指導
- ②健康手帳の配布（健康診査結果等による自己管理）
- ③ボランティア、自主活動グループの育成・支援
- ④青壮年層（20～39歳）を対象とした健康教育の充実

(3) 地域に密着した健康相談

<事業例>

- ①きめ細かな健康相談に対応するため、公民館等に健康相談コーナーの設置
- ②心の健康相談の充実強化

(4) 年代に応じた健康スポーツの振興

<事業例>

- ①健康スポーツの指導者、地域リーダー等の育成
- ②市町村や自主活動グループ等による健康スポーツ大会等の開催
- ③個人の運動プログラムの作成指導
- ④ウォーキング等の気軽に運動ができる設備、施設の整備

3. 健康づくり支援のための体制整備

<事業例>

- ①マンパワーの確保
- ②地方団体の推進体制の整備
- ③事業所等との連絡・協力体制の整備

※保健師の計画的な増員 1,355人（H13～H16年度）

健康日本21推進国民会議 委員名簿

平成15年2月24日現在

揚	原	安	磨	社団法人日本青年会議所会頭
浅	地	正	一	日本商工会議所特別顧問
浅	野	史	郎	全国知事会社会文教調査委員会委員長
市	毛	良	枝	俳優
糸	氏	英	吉	社団法人日本医師会副会長
稲	森	俊	介	食品産業中央協議会顧問
今	泉	重	雄	社団法人日本PTA全国協議会副会長
岡	邦	恭		社団法人日本歯科医師会副会長
岡	野	吉	春	社団法人日本ウオーキング協会会長
加	藤	剛		俳優
加	藤	陸	美	財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
金	子	洋		財団法人社会保険健康事業財団理事長
菅	野	洋	史	日本放送協会副会長
岸	洋	人		読売新聞 解説部長兼論説委員
榊	原	長	一	日本労働組合総連合会会長代行
下	村	健		健康保険組合連合会副会長
鈴	木	久	乃	社団法人日本栄養士会会長
清	家	孝		全国商工会連合会会長
高	久	史	磨	自治医科大学学長(健康日本21企画検討会座長)
多	田	羅	浩	大阪大学大学院医学系研究科社会環境医学講座教授 (日本公衆衛生学会理事長)
長	尾	立	子	社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
長	嶋	茂	雄	東京読売巨人軍名誉監督
中	西	敏	夫	社団法人日本薬剤師会会長
西	室	泰	三	社団法人日本経済団体連合会副会長
平	山	宗	宏	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本こども家庭総合研究所所長
藤	山	朗		日本製薬団体連合会会長
北	郷	勲	夫	社団法人国民健康保険中央会理事長
松	浦	十	四	財団法人日本公衆衛生協会理事長
松	谷	満	子	財団法人日本食生活協会会長
南	裕	子		社団法人日本看護協会会長
宮	田	勇		全国農業協同組合中央会会長
矢	野	亨		財団法人日本学校保健会会長
山	出	保		全国市長会相談役
山	本	文	男	全国町村会長

NO.	団体(組織)名	NO.	団体(組織)名
1	(NPO)全国市町村保健活動協議会	58	(財)保健福祉広報協会
2	(NPO)日本健康運動指導士会	59	(財)母子衛生研究会
3	健康日本21推進フォーラム	60	(財)三井生命厚生事業団
4	健康保険組合連合会	61	(財)メンタルヘルス岡本記念財団
5	(財)医療情報システム開発センター	62	(財)予防医学事業中央会
6	(財)エイズ予防財団	63	社会福祉法人全国社会福祉協議会
7	(財)家庭保健生活指導センター	64	(社)アルコール健康医学協会
8	(財)がん研究振興財団	65	(社)国民健康保険中央会
9	(財)結核予防会	66	(社)真向法協会
10	(財)健康・生きがい開発財団	67	(社)全国結核予防婦人団体連絡協議会
11	(財)健康・体力づくり事業財団	68	(社)全国体育指導委員連合
12	(財)公衆衛生振興会	69	(社)全国地区衛生組織連合会
13	(財)厚生年金事業振興団	70	(社)全国保健センター連合会
14	(財)骨粗鬆症財団	71	(社)全国老人保健施設協会
15	(財)笹川スポーツ財団	72	(社)全国労働衛生団体連合会
16	(財)社会教育協会	73	(社)全日本司厨士協会
17	(財)社会保険健康事業財団	74	(社)全日本断酒連盟
18	(財)住友生命健康財団	75	(社)長寿社会文化協会
19	(財)船員保険会	76	(社)日本医師会
20	(財)全国保健福祉情報システム開発協会	77	(社)日本ウオーキング協会
21	(財)全国老人クラブ連合会	78	(社)日本エアロビックフィットネス協会
22	(財)総合健康推進財団	79	(社)日本エアロビック連盟
23	(財)大同生命厚生事業団	80	(社)日本栄養士会
24	(財)体力づくり指導協会	81	(社)日本家族計画協会
25	(財)大和証券ヘルス財団	82	(社)日本家族計画連盟
26	(財)長寿科学振興財団	83	(社)日本看護協会
27	(財)長寿社会開発センター	84	(社)日本給食指導協会
28	(財)千代田生命健康開発事業団	85	(社)日本健康倶楽部
29	(財)東京労働者福祉厚生協会	86	(社)日本歯科医師会
30	(財)動脈硬化予防研究会	87	(社)日本循環器管理研究協議会
31	(財)難病医学研究財団	88	(社)日本女子体育連盟
32	(財)日本ウエルネス協会	89	(社)日本小児保健協会
33	(財)日本オリンピック委員会	90	(社)日本精神病院協会
34	(財)日本学校保健会	91	(社)日本青年会議所
35	(財)日本がん知識普及協会	92	(社)日本調理師会
36	(財)日本ゲートボール連合	93	(社)日本PTA全国協議会
37	(財)日本健康スポーツ連盟	94	(社)日本フィットネス産業協会
38	(財)日本健康開発財団	95	(社)日本産婦人科医会
39	(財)日本公衆衛生協会	96	(社)日本薬剤師会
40	(財)日本食生活協会	97	(社)母子保健推進会議
41	(財)日本心臓財団	98	全国衛生部長会
42	(財)日本成人病予防会	99	全国保健師長会
43	(財)日本精神衛生会	100	全国社会保険労務士会連合会
44	(財)日本体育協会	101	全国商工会連合会
45	(財)日本体育協会日本スポーツ少年団	102	全国地域婦人団体連絡協議会
46	(財)日本対ガン協会	103	全国保健所長会
47	(財)日本退職公務員連盟	104	中央労働災害防止協会
48	(財)日本糖尿病財団	105	日本エスコフィエ協会
49	(財)日本農村医学研究会	106	日本3B体操協会
50	(財)日本プロスポーツ協会	107	日本ドッグズウォーク協会
51	(財)日本予防医学協会	108	(社)日本経済団体連合会
52	(財)日本リウマチ財団	109	日本体育学会
53	(財)日本レクリエーション協会	110	日本労働組合総連合会
54	(財)年金保養協会	111	(社)メディカル フィットネス協会
55	(財)復光会	112	実践体育学研究会
56	(財)ぼけ予防協会	113	(財)エム・オー・エー健康科学センター
57	(財)保健同人事業団	114	日本臨床内科医会
		115	日本運動療法推進機構
		116	NPO法人 ジュース
		117	特定非営利活動法人日本成人病予防協会